

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県交通安全研修センター条例	公 布 日	平成7年3月15日
条 例 番 号	平成7年三重県条例第5号	直 近 改 正 日	平成19年7月4日
所管部局課	環境生活部交通安全・消費生活課	電 話 番 号	059-224-2410
条例の概要	地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、三重県交通安全研修センターの設置及びその管理に関する事項を定めるものである。		条例の 類型  財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	三重県交通安全研修センター(以下「センター」という)は、交通安全教育を推進するために必要な施設であり、公の施設として地方自治法第244条の2の規定に基づき定められた当該条例は、現在においても妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	センターでは、幼児から高齢者まで全ての年齢層の県民を対象とした体系的な参加・体験・実践型交通安全教育を実施している。また、交通安全に関する情報や資料の収集が行われ、広報誌やホームページ等で提供が行われている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	公の施設の設置及び管理については、地方自治法第244条の2の規定に基づき、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県民力ビジョンにおいて、「交通安全のまちづくり」が施策に掲げられており、センターを活用した整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	交通安全教育の推進は全ての県民に効果を及ぼすものであり、効果及びコストの配分は適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	<b>指定管理者制度を導入し、県以外の主体との連携により運営している。</b>		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	<b>意見は受けていない。</b>		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
	<b>改正・廃止の必要はない</b> 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			<b>無</b>	<b>無</b>